

築上町告示第10号

平成24年第1回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成24年2月24日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成24年3月5日

2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

小林 和政君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	工藤 政由君
工藤 久司君	有永 義正君
吉元 成一君	田村 兼光君
塩田 文男君	西畑イツミ君
塩田 昌生君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
武道 修司君	西口 周治君

3月8日に応招した議員

3月9日に応招した議員

3月12日に応招した議員

3月22日に応招した議員

応招しなかった議員

平成24年 第1回 築上町議会定例会会議録（第1日）

平成24年3月5日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成24年3月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第1号 平成23年度築上町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第5 議案第2号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第3号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第4号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第5号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第6号 平成24年度築上町一般会計予算について
- 日程第10 議案第7号 平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第8号 平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第9号 平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第10号 平成24年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第11号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第12号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第13号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第14号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第15号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第16号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計予算について

- 日程第20 議案第17号 平成24年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第18号 築上町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 築上町防災まちづくり基金条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 築上町放課後児童クラブ室条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第23号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第27 議案第24号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 築上町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第29 議案第26号 築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第27号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第28号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第30号 築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第31号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第32号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第33号 築上町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第37 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第38 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第40号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第42号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第43号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第47 議案第44号 築上町公平委員会委員の選任について

- 日程第48 議案第45号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第49 議案第46号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第50 議案第47号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
議長の報告  
・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第1号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第8号)について  
日程第5 議案第2号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について  
日程第6 議案第3号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について  
日程第7 議案第4号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について  
日程第8 議案第5号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第3号)について  
日程第9 議案第6号 平成24年度築上町一般会計予算について  
日程第10 議案第7号 平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について  
日程第11 議案第8号 平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について  
日程第12 議案第9号 平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について  
日程第13 議案第10号 平成24年度築上町霊園事業特別会計予算について  
日程第14 議案第11号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計予算について  
日程第15 議案第12号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第16 議案第13号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について  
日程第17 議案第14号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について  
日程第18 議案第15号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計予算について  
日程第19 議案第16号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計予算について  
日程第20 議案第17号 平成24年度築上町水道事業会計予算について

- 日程第21 議案第18号 築上町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 築上町防災まちづくり基金条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 築上町放課後児童クラブ室条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第23号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第27 議案第24号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 築上町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第29 議案第26号 築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第27号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第28号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第30号 築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第31号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第32号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第33号 築上町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第37 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第38 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第40号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第42号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第43号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第47 議案第44号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第48 議案第45号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第49 議案第46号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第50 議案第47号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

出席議員（16名）

1番	小林	和政君	2番	宮下	久雄君
3番	丸山	年弘君	4番	工藤	政由君
5番	工藤	久司君	6番	有永	義正君
7番	吉元	成一君	8番	田村	兼光君
9番	塩田	文男君	10番	西畑	イツミ君
11番	塩田	昌生君	12番	中島	英夫君
13番	田原	宗憲君	14番	信田	博見君
15番	武道	修司君	16番	西口	周治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	新川 久三君	副町長 .....	八野 紘海君
教育長 .....	神 宗紀君		
会計管理者兼会計課長 .....			川崎 道雄君
総務課長 .....	吉留 正敏君	財政課長 .....	則行 一松君
企画振興課長 .....	渡邊 義治君	人権課長 .....	松田 洋一君
税務課長 .....	田村 一美君	住民課長 .....	平塚 晴夫君
福祉課長 .....	高橋 美輝君	産業課長 .....	中野 誠一君
建設課長心得 .....	金井 泉君	上水道課長 .....	加來 泰君
下水道課長 .....	古田 和由君	総合管理課長 .....	吉田 一三君
環境課長 .....	永野 隆信君	農業委員会事務局長 ...	田村 幸一君
商工課長 .....	久保 和明君	学校教育課長 .....	田中 哲君

生涯学習課長 ..... 田原 泰之君 監査事務局長 ..... 石川 武巳君

午前10時00分開会

議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成24年第1回築上町議会定例会を開催します。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長、新川久三君。

町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。3月、第1回定例会を招集いたしましたところ、全員参加をさせていただきましてありがとうございます。

さて、12月からの間の行政報告でございますけれども、ちょっとまた不名誉なことでございますけれども、基地の問題から御報告をさせていただきたいと思います。

去る2月16日に、築城基地所属のF2からいわゆる燃料タンクを誤って落としたという件でございますけれども、場所はグアムの日本・アメリカ・オーストラリアの合同訓練中に、いわゆる魚雷を妨害する施設を落とすのを間違えて燃料タンクのボタンを触れて燃料タンクを落としてしまったと、こういう形で報告があつておるところでございますし、早速私ども首長側としては行橋市、みやこ町、私がちょうど基地協賛会の今会長を仰せつかっておりますので、音頭を取りながらいわゆる二度とこういうことのないようにということで申入書をすぐに、事故後申し入れを基地司令に行ったところでございます。

そしてまた、同時期にブルーインパルス、松島基地が被災のために現在築城基地で訓練を行っておりますけれども、松島基地がまだ完全に復旧をしてないというふうなことで、いわゆる滑走路の部分はある程度復旧できたんだけど、駐機場これをかさ上げる工事をやっておるといふふうなことで、このかさ上げ工事をするまで築城のほうで訓練をしたいという申し入れがあつておりますので、これについてはいわゆる国内の訓練移転というふうな通常の移転という考え方で、そしてまた震災による松島基地の被害というようなことでやむを得ないだろうということで、これについては首長側としては同意をしておるところでございます。

次に、建築大賞ということで美しいまちづくりのいわゆる審査がございまして、築上町の火葬場が福岡県知事賞、県の大賞に選ばれました。この表彰式が3月18日に大宰府の国立博物館でありますので、受賞に行くようにしておるところでございます。

それからあと、昨年というか当初予算で承認をいただきましたいわゆる水田を油田化という形のエタノールの提言書ができましたので、1月末から2月にかけて総務省、それから経産省、それから農水省と、あともろもろの各団体を訪問しながら、本町からの提言ということで、なお震災地域についてもこのエタノール米ができるんではなかろうかということで提案をいたしておるところでございますし、特に過疎化の地域にこの施設を全国くまなく配置をして、我が町にもぜひ

この配置をしてほしいとこういう要望をいたしてきておるところでございます。

それから、もう1点は、かねてから電算業務でクラウドということで、行橋、みやこ、築上と、それとあと苅田がオブザーバーで入っておりますけれども、なかなかやっぱりシステムの共有化というのは非常に困難な状況ということで、25年からこの共同使用するようにはなしをしておりましてけれど、若干無理な場面が出てきたというふうなことで、これはまだ当分の間単独でいかざるを得ないというふうなことで、6月以降の補正において電算のいわゆる単独の契約を行わざるを得ないというようなことで、いわゆる予算を提案させていただきたいとこのように考えておるところでございます。

それでは、本議会は23年度の補正予算が5件、それから24年度のそれぞれの一般会計ほか当初予算が12件、それからあと条例が16件、その中で新規の条例が3件ございます。その他、課等の事業計画の変更、それからあと指定管理者等のその他の案件が9件、そして人事案件が5件、計47議案を今回提案しておるところでございます。

よろしく御審議をいただきながら、全議案御採択をお願い申し上げまして冒頭の行政報告とさせていただきます。

議長（田村 兼光君） これで行政報告を終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番、武道修司議員、16番、西口周治議員を指名します。

#### 日程第2．会期の決定

議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題します。

議会運営委員長の報告を求めます。委員長、信田博見議員。

議会運営委員長（信田 博見君） 議会運営委員会の報告をいたします。

3月2日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

3月5日月曜日の本日は、本会議で議案の上程、なお、議案第43号築上町教育委員会委員の任命についてから、議案第47号の築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの人事案件について、以上の5件は、本日即決することとして協議をいたしました。

3月6日火曜日、3月7日水曜日は、議案考案日とします。

3月8日木曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

3月9日金曜日は、本会議で一般質問とします。

3月10日土曜日、3月11日日曜日は休会とします。

3月12日月曜日は、一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。

3月13日火曜日は休会で、厚生文教常任委員会とします。

3月14日水曜日は休会で、産業建設常任委員会とします。

3月15日木曜日、16日金曜日は休会とします。

3月17日土曜日、18日日曜日は休会とします。

3月19日月曜日は休会で、総務常任委員会とします。

3月20日火曜日は祭日で、休会とします。

3月21日水曜日は休会で、委員会予備日とします。

3月22日木曜日は本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決です。今回、中学校及び小学校の卒業式の日時を考慮しての日程でございます。御了承をお願いします。

なお、委員会審議については所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問でお願いいたします。

なお、一般質問の受付締め切りは本日午後3時までといたします。

以上、会期は、本日から3月22日までの18日間とすることが適当だと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

議長（田村 兼光君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日3月7日から22日までの18日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの18日間に決定しました。

### 日程第3．諸般の報告

議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

先般、2月20日に福岡県町村議会議長会定期総会がございまして、その席で全国町村議会議長会長表彰及び自治功労者表彰の伝達式がございまして、築上町議会が全国町村議会議長会から町村議会表彰されましたので、皆さんに報告申し上げます。

それでは、本日提案されています議案はお手元に配付していますように、議案第1号ほか46件です。

また、例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、御報告いたします。

日程第4．議案第1号

日程第5．議案第2号

日程第6．議案第3号

日程第7．議案第4号

日程第8．議案第5号

議長（田村 兼光君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第1号平成23年度築上町一般会計補正予算（第8号）についてから、日程第8、議案第5号平成23年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括上程したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第5号までは一括上程とすることに決定しました。

日程第4、議案第1号平成23年度築上町一般会計補正予算（第8号）についてから日程第8、議案第5号平成23年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 議案第1号平成23年度築上町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町一般会計補正予算（8号）を別紙のとおり提出する。

議案第2号平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（3号）を別紙のとおり提出する。

議案第3号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（3号）を別紙のとおり提出する。

議案第4号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

議案第5号平成23年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法第

218条第1項の規定により、平成23年度築上町水道事業会計補正予算(3号)を別紙のとおり提出する。平成24年3月5日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 議案第1号は平成23年度築上町一般会計補正予算(第8号)についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額102億6,572万5,000円に5億3,877万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を108億450万円と定めるものでございます。

主なものは、一応国からのいわゆる普通交付税、それから米軍再編の交付金、特定防衛施設周辺整備調整交付金等が増額になり、5億を超える補正となっておりますのでございます。

あと、細かくはいろんな事業調整で不用額となったものを一応落とさせていただいたりしてるところでございます。よろしく御審議のほど、御採択のほど申し上げたいと思います。

次に、議案第2号平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)でございますが、本予算案は既定の歳入歳出予算の総額27億7,548万3,000円に700万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を27億8,248万3,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、退職被保険者等に係る医療費の実績増に伴う医療費の増額及び財政安定化支援事業費の確定に伴う繰入金の増額補正に関するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第3号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

本予算案は、椎田浄化センター建設工事に係る設計及び椎田公共下水道事業管渠調査設計において、関係機関との協議に時間を要したところでございます。一部予算を繰越明許として使用するよう繰越をいたしたいものでございます。よろしく御審議をして、御採択いただくようお願い申し上げます。

次に、議案第4号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ124万8,000円を減額いたしまして、総額を1億4,318万1,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、歳入については水道管の移設補償費124万8,000円の減額でございます。

歳出についても、同じく調査業務委託料124万8,000円の減額でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第5号平成23年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

本予算案は、既定の第4条の予算、資本的収入を150万円減額し、総額を5,094万4,000円に改め、資本的支出を150万円減額し、総額を1億4,639万円に改めるものでございます。

内容といたしましては、本年度に予定していました東九州自動車道の椎田インターチェンジの工事に伴う配水管の布設替え工事の実施設計が24年度に変更になったための減額でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

日程第9．議案第6号

日程第10．議案第7号

日程第11．議案第8号

日程第12．議案第9号

日程第13．議案第10号

日程第14．議案第11号

日程第15．議案第12号

日程第16．議案第13号

日程第17．議案第14号

日程第18．議案第15号

日程第19．議案第16号

日程第20．議案第17号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第9、議案第6号平成24年度築上町一般会計予算についてから、日程第20、議案第17号平成24年度築上町水道事業会計予算についてまでを、会議規則第37条の規定により一括上程したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第17号までは一括上程とすることに決定しました。

日程第9、議案第6号平成24年度築上町一般会計予算についてから日程第20、議案第17号平成24年度築上町水道事業会計予算についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。財政課長則行君。

財政課長（則行 一松君） 議案第6号平成24年度築上町一般会計予算について、地方自治法

第211条第1項の規定により、平成24年度築上町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第7号平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第8号平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第9号平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第10号平成24年度築上町霊園事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度築上町霊園事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第11号平成24年度築上町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度築上町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第12号平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第13号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第14号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第15号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度築上町公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第16号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度築上町簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。  
平成24年3月5日、築上町長新川久三。

議案第17号平成24年度築上町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成24年度築上町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。平成24年3月5日、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第6号は平成24年度築上町一般会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億2,740万円と定めまして、債務負担行為1件の設定及び一時借入金の限度額を10億円と定めるものでございます。

前年度の当初予算と比較しますと、非常に積極型な予算編成を行ったところでございます。13億8,960万円、14.7%の増ということで提案をさせていただいております。

この増の主な要因は、いわゆる光ファイバーの整備というようなことで、これが約9億円ほど計上させて、財源は合併特例債を充てさせていただこうとこういうことで計上しております。

それから、昨年から引き続きのコミュニティセンターの建設事業費6億2,605万6,000円、これも非常に予算に大きなウエートを占めておるところでございます。引き続き、これは基地の関係の防衛省の補助金とそれから過疎債を充てさせていただくということになっておるところでございます。

それから、下水道の事業の非常にこれも大きなウエートとなった形で繰出金ということで、約6億円近いお金を下水道に繰り出すようにしております。財源としては、これは国庫補助金、それから下水道債、そしてこれが去年から過疎債を一応一般会計からの繰出金の中の2分の1程度を過疎債を適用させていただき、非常に有利な事業とはなってきたところでございます。

それから、新たな形で、新規事業といえばちょっと若干、防災無線のいわゆる海岸線付近の津波が来たら大変だというふうなことで、海岸線にいわゆる屋外の各町6局、一応6台設置しようというようなことで、2,400万円ほど計上させていただいております。

それから、あと子育て支援というようなことで、子供のインフルエンザの予防接種これを中学校3年まで実施しようということ計上させていただいております。

それからあと、主なものといしましては旧蔵内邸の施設工事、これはいわゆるトイレ、それから造園、展示場の改修ということ、約7,700万ほど計上させていただいております。

それから、新たに全国大会、町民の全国大会の出場経費ということで、新たな形で30万円ほど計上させていただいて、非常に今回積極型の予算を組ませていただきましたが、非常にやっぱり自主財源乏しゅうございます。

町税にしても15億円程度しかございませんし、あとは国のいわゆる依存財源という形で頼った形で。これも非常に、震災のあと、それから国の財政的にはもう1,000兆を超える借財でことで非常に厳しいところではございますが、国庫の国の金をお願いしながら町政運営やっていかなきゃいけないとこういう状況でございますが、将来を見据えての基金の積立金というものもこれは相当やっていかなきゃいかんというふうなことで、新たにいわゆる公共施設の積立金の基金条例もつくらせていただきながら、予算もここに積み立てていこうというようなことでしとる

とでございますし、あとはいわゆる米軍再編の利用した基金、それから調整交付金も幾分か基金で積み立てられるというふうなことで、将来的な負担に耐え得るような形で貯金もしていこうというふうなことでございます。

そういう形の中で、基本的にはあと借金ということで合併特例債、それから過疎債等々いわゆる国から後の補てんのある地方債を発行しながら町政運営をしていこうと、このような考え方でいっておりますし、なお義務的経費は非常に削減の形になっておるところでございますし、人件費それから公債費等々ですね。

しかし、後年度負担で公債費がまたふえないような形で、いわゆる国の見返りのある一応地方債というようなことで考えて、財政運営やっていこうとこのように考えとるところでございます。よろしく御審議をしていただきながら、町の根幹にかかわる予算でございますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございますが、議案第7号でございます。

本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ354万1,000円と定め、一時借入金の最高限度額を3億2,100万と定めるものでございます。

歳出の主なものは、総務管理費334万6,000円、貸付金の元利収入249万6,000円及び県補助金104万2,000円を充てるところでございます。

貸付金の滞納額が非常に多くございます。非常に、これ何とかこの回収に向けて人権課総力を向けて取り組んでまいりたいと考えております。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第8号平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてでございますが、本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ656万5,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、今年度貸付予定の新規6名、大学生4名、短大生2名と、奨学金基金費200万円を計画しておるところでございます。

歳入の主なものは、貸付金元利収入と前年度の繰越金でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第9号平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ232万4,000円と定めるものでございます。本会計は、既貸付金の返済回収業務を行っているものでございまして、貸付金の元利収入232万2,000円、これは事務費及び一般会計への繰出金をするようにしておるところで

ございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第10号平成24年度築上町霊園事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ312万4,000円と定めるものでございます。

平成24年度の販売数は、小2区画を見込み予算計上いたして、歳入は使用料及び手数料が120万8,000円、事業費及び一般会計へ繰り出すための基金繰入金191万2,000円が主なものでございます。一応、現在までの販売が167基ほど売れて、残りがあと残区画で201基ということで、大が12基、中が29、小が160基あるところでございます。

次に、議案第11号平成24年度築上町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を28億2,305万6,000円と定め、一時借入金の最高限度額を3億と定めるものでございます。

本年度は、医療費総額を20億5,422万7,000円と見込んでおります。前年度比で約3.5%の増加を見込んでおるところでございます。

本年度の医療制度の大きな制度変更はございませんが、予算についても大きな増減はございません。1人当たりの医療費が若干増加していますので、医療費総額を前年度比、先ほど申しました3.5%増で計上させていただいております。

歳入は、国民健康保険税4億7,192万8,000円、国庫支出金が7億4,705万5,000円と。あと療養給付費等の交付金が1億436万3,000円、それから前期高齢者の交付金7億7,519万2,000円、県支出金が1億7,692万1,000円、共同事業交付金3億6,796万1,000円と。それから、一般会計の繰入金ということで、これは人件費に充てるものでございますが、1億7,832万8,000円を一応予定しておるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げたいと思います。

それから、議案第12号平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算総額2億9,644万5,000円と定めるものでございます。この会計は、保険料を徴収いたしまして後期高齢者医療広域連合へ納付金を納付する会計でございます。

歳入の主なものは、保険料として1億9,895万7,000円、一般会計繰入金として9,745万円を計上してるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

それから、議案第13号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算でございますが、本予算は歳入歳出予算の総額を2億4,679万6,000円と定め、一時借入金の最高額を1億1,000万円と定めるものでございます。

これは、築城地区の下水道事業というようなことで、継続事業で行っておるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げたいと思います。

次に、議案第14号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,688万7,000円と定め、一時借入金の最高額を3億3,000万円と定めるものでございます。

これも、葛城地区の一応下水道、農業集落排水事業というようなことでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第15号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,700万9,000円と定めるものでございます。一時借入金の限度額4億8,000万円と定めるものでございます。

これも、椎田地区、それから西角田の一部を含んだ下水道の事業ということで、今年度非常に処理場の建設を現在行っております。これに充てる経費ということで、多くの金を費やすところでございます。

今年度は、一応処理施設の建設工事と管渠が約1,500メートルほど一応予定をしておるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第16号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,413万8,000円と定めるものでございます。これは、築城地区の水道事業の経費でございます。昨年の当初予算と比較しますと、752万3,000円の増額でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げたいと思います。

それから、議案第17号平成24年度築上町水道事業会計の予算についてでございます。

本予算は、業務の予定量と収益的・資本的収入及び支出及び一時借入金の借入限度額を5,000万円と定めるものでございます。

具体的には、旧椎田町域の水道事業の運営経費というふうなことで、大きな事業費というものは今回計上をしてない経常的な経費でございます。よろしく御審議のうえ、御採択をくださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

日程第21．議案第18号

日程第22．議案第19号

日程第23．議案第20号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 2 1、議案第 1 8 号築上町公共施設等整備基金条例の制定についてから、日程第 2 3、議案第 2 0 号築上町放課後児童クラブ室条例の制定についてまでを、会議規則第 3 7 条の規定により一括上程したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 8 号から議案第 2 0 号までは一括上程とすることに決定しました。

日程第 2 1、議案第 1 8 号築上町公共施設等整備基金条例の制定についてから日程第 2 3、議案第 2 0 号築上町放課後児童クラブ室条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長吉留君。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 1 8 号築上町公共施設等整備基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 1 9 号築上町防災まちづくり基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 0 号築上町放課後児童クラブ室条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成 2 4 年 3 月 5 日、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 1 8 号は築上町公共施設等整備基金条例の制定についてでございます。

本条例案は、築上町の公共施設等整備基金条例を制定するものでございますが、非常に築上町は老朽化した公共施設が非常に多くあるというようなことで、本来なら減価償却しながら積み立てておくべきだろうと思っておりますけれども、その意味合いも兼ねましてことしから新しくこういう形で整備基金条例をして、将来に向かって新しい施設の取得、更新、改修ができるように基金を積みながら、後世に負担をかけないような形でこういう基金をつくって調整をやっていこうというものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げ、なお基金の財源は一般財源というようなことで繰越金等をこれに充てていくとか、いろんな形で捻出しながら充てていこうと考えておるところでございます。

それから、議案第 1 9 号築上町防災まちづくり基金条例の制定というようなことで提案させていただいておりますが、これもやはりさきのいわゆる東日本大震災等々考慮しながら、防災機器の維持管理事業、それから防災意識の高揚に資する事業、それから自主防災組織の育成に資する事業等を継続的に行うために基金条例を制定するものでございます。

そしてなお、財源はこれは防衛省からいただく特定防衛施設周辺整備調整交付金というものを

充てるということで、防衛省のほうも要綱でこういうものに充てていいというふうな要綱ができ  
ておりますので、この財源を利用しながら一応積み立てをしていこうとこのように考えておると  
でございます。

次に、議案第20号築上町放課後児童クラブ室条例の制定について。本条例案は、築上町放課  
後児童クラブ室を設置し、指定管理者制度を導入するに当たり地方自治法第244条の2の規定  
に基づき、築上町放課後児童クラブ室条例を定めるものでございます。

これは、学童保育の施設でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げ  
たいと思います。

以上です。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

日程第24．議案第21号

日程第25．議案第22号

日程第26．議案第23号

日程第27．議案第24号

日程第28．議案第25号

日程第29．議案第26号

日程第30．議案第27号

日程第31．議案第28号

日程第32．議案第29号

日程第33．議案第30号

日程第34．議案第31号

日程第35．議案第32号

日程第36．議案第33号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第24、議案第21号築上町課等設置条例の一部を  
改正する条例の制定についてから、日程第36、議案第33号築上町スポーツ振興審議会に關す  
る条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括上程と  
したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第33号までは一  
括上程とすることに決定しました。

日程第24、議案第21号築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、日

程第 3 6、議案第 3 3 号築上町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 2 1 号築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 2 号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 3 号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 4 号築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 5 号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 6 号築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 7 号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 8 号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 9 号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 3 0 号築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 3 1 号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 3 2 号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 3 3 号築上町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成 2 4 年 3 月 5 日、築上町長新川久三。

町長（新川 久三君） 議案第 2 1 号は築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、本町における住宅政策、公営、個人を問わず業務が非常に広範囲にわたりふえ、

そしてまた都市計画業務についても今後積極的に推進し、総合的なまちづくりを計画的に推進をしなければならぬとこのことで、建設課に現在所属しているものを分離していわゆる都市政策課を新たにつくって、公営住宅に関すること、都市計画に関すること、それから今までどこの課にも所属してなかった一般住宅に関することとこのことで業務を行わせようとするこのような考え方から、都市政策課を新たに建設から分離、新たに発足をするとこのふうな形で組織の変更をいたしたく提案するものでございます。

次に、議案第22号築上町税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、地方税法の一部を改正する法律、それから地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令並びに東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行また納税者の納税環境向上、事務の効率化に資するため、税条例の一部を改正するものでございます。

内容は、経済社会の構造の変化に対応し税制の整備を図るものでございますし、主な改正点は、たばこ税率の改定と町民税均等割の加算及び固定資産税納期の変更でございます。

固定資産税は、4月そしていわゆる価格の見直し時は5月というふうなことでございますが、非常に住民にとっては4月と5月と2つあるということではまぎらわしいというようなことで、すべて5月に統一をさせていただこうとこのことで条例改正するものでございます。御審議をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、議案第23号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、築城保育所内児童クラブを築上町放課後児童クラブ室に移動することにより、育成施設の名称及び位置を変更する必要がございます。条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

それから、議案第24号築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、築上町児童館に指定管理者制度を導入いたしたく考えておるところでございます。地方自治法第244条の2の規定に基づき、条例の改正をするものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第25号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、町民が排出した有価物のうち缶、瓶、新聞紙等を抜き取りする事案が頻繁に発生しており、住民からの苦情、それから業者からの苦情も多く来ておるところでございます。

こういう形の中で、一応罰則関連規定を新たに制定しながらこれを広く啓発をしながら、いわゆる他の町村から来て持っていくという例が多々、空き缶等それから新聞紙を一応集積場に出し

てあればそれを勝手に持っていくというふうな事例が多々出ておるんで、こういう条例案を提出させていただいております。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げたいと思います。

それから、議案第26号築上町霊園条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例案は、霊園區画の永代使用权販売当初において、あらかじめ墓地用地として取得していた方及び相続人が遠隔地への転居及び納骨堂の活用等、埋葬方法の変化により霊園内での墓碑建設が滞っています。

現条例では、物故者の葬祭承継人のみにしか権利を相続できないため、継承可能な範囲を拡大し、墓碑建設を促進するため条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第27号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、築上町営住宅ストック総合計画に基づき老朽化した住宅を解体処分したため、条例の一部を改正する必要があるとございます。築上町営住宅条例の別表の戸数を改正するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第28号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、公営住宅法の一部が改正されました。同居親族要件の入居者資格が廃止されたことに伴い、条例において同要件を引き継ぎ存続させることとし、そのため必要な措置を講ずるほか所要の規定の整備を行う必要があるため、本条例の一部を改正する案を提出させていただいております。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第29号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本案は、築上町の消防団の部の組織統合がございました。役付団員及び一般団員の定員が変更となるため、この条例案を提出するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第30号築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、旧椎田町にある地区集会所が町有物件という形で条例化されておりました。今回、すべての地区集会所の旧椎田町にあるものをこれを条例化する必要があるとございます。これを提案させていただいております。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第31号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備

に関する法律、これは第2次一括法というこの法律の公布により、社会教育法の一部が改正されることになりました。それによって、この条例案を提出するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第32号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例も先ほどの関係法律と一緒に、図書館法の一部が改正されましたので、今回この条例を提出させていただいております。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第33号築上町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例案は、スポーツ振興法の全部改正がおこなわれました。新たにスポーツ基本法が平成23年8月に施行されたため、条例の一部を改正するものでございます。

昭和36年に制定された旧法を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し基本理念を定め並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

#### 日程第37・議案第34号

議長（田村 兼光君） 日程第37、議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長吉留君。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。平成24年3月5日提出、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてでございます。

本案は、辺地の地域内にある上小山田地区にあります小山田49号線の改良、この道路を改良するために辺地の整備計画書の変更が必要でございます。よって、議会の議決が必要になりますので、どうぞよろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

日程第 3 8 . 議案第 3 5 号

日程第 3 9 . 議案第 3 6 号

日程第 4 0 . 議案第 3 7 号

日程第 4 1 . 議案第 3 8 号

日程第 4 2 . 議案第 3 9 号

日程第 4 3 . 議案第 4 0 号

日程第 4 4 . 議案第 4 1 号

日程第 4 5 . 議案第 4 2 号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 3 8、議案第 3 5 号公の施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第 4 5、議案第 4 2 号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでを、会議規則第 3 7 条の規定により一括上程したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 5 号から議案第 4 2 号までは一括上程とすることに決定しました。

日程第 3 8、議案第 3 5 号公の施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第 4 5、議案第 4 2 号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 3 5 号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

議案第 3 6 号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

議案第 3 7 号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

議案第 3 8 号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

議案第 3 9 号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

議案第40号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

議案第41号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

議案第42号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。平成24年3月5日提出、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第35号は公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

本案は、築上町FM放送施設に係る指定管理者の指定でございます。本施設は、現在まで東九州コミュニティー放送株式会社を指定管理者に指定していますが、平成24年の3月31日をもって期間満了になります。

引き続き、特殊な業務でございますので東九州コミュニティー放送株式会社に指定するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をくださいますようお願い申し上げます。

次に議案第36号、同じく築上町社会福祉センターに係る指定管理者の指定についてでございます。

本施設は、社協への指定管理を指定しますが、これも同じく3月31日で期間満了になります。引き続き社協のほうに、指定管理をしながら運営をしていただくということをお願いをいたく考えておるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第37号、これも指定管理者の指定についてでございますが、これは社会福祉法人築上町社会福祉協議会に築城社会福祉センターの指定管理をするものでございます。これも従前と同じような理由でございます。

次に、議案第38号公の施設に係る指定管理者の指定ということで、築上町児童館に係る指定管理の指定でございます。

今までは、この児童館は町の直営で行っておりましたが、社会福祉法人築上町社会福祉協議会にこの運営を指定しながらあと委託をしていくというふうなことで、そうすれば非常にいろんな形で都合のいい合理的な理由が出てくるというふうなことでございます。もろもろの形で、社協のほうに委託をしたいとこのように考えるところでございます。

次に、議案第39号、これも今度新しくできる築城の放課後児童クラブの指定管理者の指定でございますけれども、これも社協のほうに委託、児童館と一緒に同じような形態でやっていこう

とこのような考え方で指定をするものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げたいと思います。

議案第40号公の施設の……これも指定管理者の指定でございますが、築上町商工業研修センター、これは現在まで築城町商工会が指定管理でこの建物を利用しております。平成24年3月31日で協定が満了しますが、同じく、現在のところは築城町商工会という形で4月1日からは築上町商工会が発足する予定でございますが、これは築城町商工会から築上町商工会に一応事務引き継ぎをしながら指定管理をしていただくと、このような格好でなろうかと思えます。

そういうことで、一応指定を、現在のまだ3月31日までは築城町商工会でございますので築城町商工会で指定をして、あと合併により移管がされるというふうに御理解いただきたく。そして、この件については御採択をお願い申し上げたいと思います。

次に、議案第41号公の施設に係る指定管理者の指定でございますが、これも築上町森林とのふれあい施設（ピラ・パラディ）に係る指定管理でございますが、従前どおりしいだサンコーのほうに指定管理をいたしたく考えてるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げたいと思います。

次に、議案第42号、これも公の施設に係る指定管理者の指定でございますが、築上町文化会館に係る指定管理の指定でございます。

これもしいだサンコー株式会社に指定をしておりますが、協定期限がまいりますので引き続き指定管理を行いたく考えておるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

日程第46．議案第43号

日程第47．議案第44号

日程第48．議案第45号

日程第49．議案第46号

日程第50．議案第47号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第46、議案第43号築上町教育委員会委員の任命についてから、日程第50、議案第47号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任については人事案件です。したがって、日程第46から日程第50までを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 4 3 号から議案第 4 7 号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。（発言する者あり）ちょっと待ってくれ。

日程第 4 6、議案第 4 3 号築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

職員の朗読に続き提案理由を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 4 3 号築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に下記のを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。平成 2 4 年 3 月 5 日提出、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 4 3 号は、築上町教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、築上町教育委員会委員神宗紀氏が平成 2 4 年 3 月 2 4 日をもって任期満了となります。新たに築上町教育委員会委員を任命する必要がございます。進俊郎氏を教育委員会委員に任命する案件でございます。なお、進氏の略歴は議案参考資料の 1 1 ページに掲載をさせていただいております。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

本案は人事案件でございます。会議規則第 8 2 条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は 1 6 人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、投票立会人に 1 番、小林和政議員、2 番、宮下久雄議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（田村 兼光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） それでは記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

議長（田村 兼光君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、有効投票 15 票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち同意 14 票、不同意 1 票。したがって、議案第 43 号の築上町教育委員会委員に進俊郎氏を任命することについては同意とすることに決定しました。

日程第 47、議案第 44 号築上町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続き議案説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 44 号築上町公平委員会委員の選任について、築上町公平委員会委員に下記のものを選任したいので、地方公務員法第 9 条 2 の規定により議会の同意を求めらる。平成 24 年 3 月 5 日提出、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 44 号は築上町公平委員会委員の選任についてでございます。

本案は、築上町公平委員会委員藤原安弘氏が平成 24 年 3 月末をもって辞職するため、新たに築上町公平委員会委員を選任する必要があります。進秀孝氏を公平委員会委員に選任する案件でございます。

なお、進氏の履歴は議案参考資料の 12 ページに掲載をして、法務局に長く勤めておる方でございます。よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

本案は人事案件です。会議規則第 82 条の規定により、投票で同意、不同意を本日即決したいと思います。

ただいまの出席議員は 16 人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、投票立会人に 3 番、丸山年弘議員、4 番、工藤政由議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。選任に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（田村 兼光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） それでは記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

議長（田村 兼光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、有効投票 15 票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち同意 13 票、不同意 2 票。したがって、議案第 44 号の築上町公平委員会委員に進秀孝氏を選任することについては同意とすることに決定しました。

日程第 48、議案第 45 号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続き提案理由を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 45 号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、築上町固定資産評価審査委員会委員に下記のものを選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。平成 24 年 3 月 5 日提出、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 45 号は築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本固定資産評価審査委員会委員上野時男氏が平成 24 年 3 月 8 日をもって任期満了となります。新たに固定資産評価審査委員会委員を選任する必要がございます。加來洋二氏を固定資産評価審査委員会委員に選任する案件でございます。

なお、加來氏は福岡国税局等々税務署関係を、資産の専門家というふうなことでいわゆる学識経験という形で選任をしたい。

なお、上野時男氏が前回審査委員会の委員長を務めておりましたけど、非常にやっぱり厄介な問題があるというようなことで、いわゆる学識経験豊かな人を迎え入れてほしいというふうな要望がございまして、町外ではございますけど加來氏を一応選任したいというふうなことで御提案をさせていただいておるところでございます。

なお、加來氏は国税局長く勤めまして、そして本町に19年の8月1日から23年の1月31日までいわゆる徴収吏員の指導員というようなことで勤めていただきました。そして、いわゆる滞納関係の事務を非常に一生懸命やっただいて、そして現在職員もこの指導員のおかげでちゃんと滞納関係の事務をこなしておるとこのことで御報告を申し上げておきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

本案は人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思ひます。

ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に5番、工藤久司議員、6番、有永義正議員を指名します。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。選任に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（田村 兼光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） それでは記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

議長（田村 兼光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方は願ひします。

〔開票〕

議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち同意13票、不同意2票。したがって、議案第45号の築上町固定資産評価審査委員会委員に加來洋二氏を選任することについては同意とすることに決定しました。

日程第49、議案第46号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続き提案説明を求めます。吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第46号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、築上町固定資産評価審査委員会委員に下記のものを選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。平成24年3月5日提出、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第46号は築上町固定資産評価審査委員会委員の選任ということで、前議案と同様でございますが、委員の織田淳子氏が平成24年3月8日をもって任期満了となります。新たな委員として、福田美幸氏を固定資産評価審査委員会委員に選任する案件でございます。

福田氏の、14ページに一応履歴を皆さんにお配りしておるところでございます。なお、女性委員という形で1名参加していただくということで、なかなかやっぱり女性の方になっていただく方少ないけれども、ちょっとお願いして議案出させてほしいということでお願いしたら快く引き受けていただいたんで、どうぞよろしく御同意のほどお願い申し上げます。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

本案は人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思えます。

ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に7番、吉元成一議員、9番、塩田文男議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。選任に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（田村 兼光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） それでは記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

議長（田村 兼光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、立会人の方はお願いします。

〔開票〕

議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、有効投票 15 票、無効票ゼロ票、有効投票のうち同意 11 票、不同意 4 票。したがって、議案第 46 号の築上町固定資産評価審査委員会委員に福田美幸氏を選任することについては同意とすることに決定しました。

日程第 50、議案第 47 号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続き提案説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 47 号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、築上町固定資産評価審査委員会委員に下記のものを選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めます。平成 24 年 3 月 5 日提出、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 47 号も、同じく築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。本案は、委員に長竹博吉氏が平成 24 年 3 月 18 日をもって任期満了となります。引き続き長竹博吉氏に評価審査委員会委員として残っていただくような議案でございます。

3 人とも非常に困難な仕事なんでもということで辞意をしておりましたけれども、だれか 1 人残ってもらわなということで長竹氏に残ってもらうように、一応こういう形でお願いしてるところでございますし、よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

本案は人事案件です。会議規則第 82 条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思っております。

ただいまの出席議員は 16 人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、投票立会人に 10 番、西畑イツミ議員、11 番、塩田昌生議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。選任に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（田村 兼光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） それでは記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

議長（田村 兼光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、有効投票 15 票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち同意 13 票、不同意 2 票。したがって、議案第 47 号の築上町固定資産評価審査委員会委員に長竹博吉氏を選任することに同意とすることに決定しました。

ここで議場の出入り口の封鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

議長（田村 兼光君） ここで、このたび教育委員になられました進俊郎さんと公平委員になられました進秀孝さん、それと固定資産評価審査委員になられました加來洋二さん、福田美幸さん、長竹博吉さん、5 名の方は議場の中にお入り願います。

それでは皆さん、一人一人就任のあいさつを願います。

総務課長（吉留 正敏君） じゃあ私のほうから御紹介いたしますので、そのあとにごあいさつをお願いしたいと思います。

まず、議員の皆様方から向かって右側のほうから、教育委員に選任同意されました進俊郎氏でございます。次に、公平委員の進秀孝氏。次に、固定資産評価審査委員の加來洋二氏、福田美幸氏、長竹博吉氏。

以上でございます。

教育委員会委員（進 俊郎君） 失礼します。先ほど議員の皆様方の御同意により、教育委員に選出させていただきました進です。微力ながら築上町の教育の発展のために頑張りぬく覚悟ですので、今後ともよろしく願います。（拍手）

公平委員（進 秀孝君） このたび公平委員に選ばれました進秀孝といたします。今後とも御指導のほどよろしく願います。（拍手）

固定資産評価委員（加來洋二君） 固定資産評価委員に選任されました豊前市の税理士の加來でございます。（拍手）

固定資産評価委員（福田美幸君） 固定資産評価委員に選任いただきました福田と申します。よろしくお願ひします。（拍手）

固定資産評価委員（長竹博吉君） 同じく、固定資産評価委員に選任されました長竹と申します。よろしくお願ひします。（拍手）

議長（田村 兼光君） 皆さん、選任おめでとうございました。御苦勞さんでございました。御退席願ひます。

ここで議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは本日の午後3時までとします。

・

議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで散会します。御苦勞さまでした。

午前11時50分散会